

平成 27 年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

1. 重点的な取組

- (1) 一者応札等となった原因等の把握
アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会（以下「第三者委員会」という。）にも報告し、一者応札の原因等の把握に努めた。また、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者とその都度共有し、当該業務担当者からの改善策をとりまとめている。
- (2) 一者応札等の解消に向けた取組
平成 26 年度に一者応札であった案件で、平成 27 年度に複数者が入札に参加した案件が本省で 24 件、地方で 2 件あり、より適切性の確保が図られた。これらにより、約 9,666 万円の削減効果が得られた。
- (3) 少額随意契約の更なる改善
平成 26 年度に少額随意契約としていた案件で平成 27 年度も同様に少額随意契約を予定していた役務案件 3 件について、試行的に一般競争入札に付し、約 110 万円の削減効果が得られた。引き続き今年度も試行的な取組を進めるとともに、取組による費用対効果等についても検証を行っていく。

2. 継続的な取組

- (1) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用
共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、コピー用紙の購入については、新たに共同調達を行うことにより、予定購入数量を実際に購入した場合には、約 398 万円の削減効果が得られる。
- (2) 適正な契約方式の適用
随意契約を予定していた 1 件について、契約委員会での審査により一般競争（総合評価落札方式）に移行した。また、地方環境事務所においても、随意契約（企画競争）から一般競争（総合評価落札方式）に移行する等により、約 1,356 万円の削減効果が得られた。
- (3) 一者応札となっている契約の見直し
平成 26 年度に一者応札であった案件で、平成 27 年度に複数者が入札に参加した案件が本省で 24 件、地方で 2 件あった。
- (4) より適正な価格での調達に向けた取組
予定価格の設定において、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集するよう指導した。

3. 実施状況の把握及び自己評価の実施 及び 4. 調達改善の推進体制等

本自己評価において実施状況の把握と評価を行っている。また、本省及び地方環境事務所等における契約案件について、第三者委員会において審査を受けた。

平成27年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

平成27年11月20日
環境省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(%)		
<p>① 一者応札等となった原因等の把握 調達改善の取組内容 平成27年1月より応札・応募者が一者となり、又は応札・応募者がおらず不調となる契約案件(以下「一者応札等」という。)について、入札・企画競争説明会(以下「説明会」という。)に参加したが、応札しなかった者に対し、アンケート調査を実施することとし、取組を開始したところである。 平成27年度においては、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者へその都度還元し、同年度類似業務や次年度業務の調達の際に改善を図ることとし、難しい場合はその理由を整理する。 また、アンケート調査の結果等については、分析を加えながら、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視委員会(以下「第三者委員会」という。)にも報告し、原因等、把握に努める。 ② 調達改善の目標 アンケート調査の対象見込み:60件、回収率:90%程度を目指す。</p>	○	<p>アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視委員会(以下「第三者委員会」という。)にも報告し、一者応札の原因等の把握に努めた。 また、平成27年度においては、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者へその都度還元し、業務担当者からの改善策のフィードバックもとりまとめている。</p>	<p>アンケート調査について、事業者より下記のとおり回収ができた。 (平成27年10月1日現在) アンケート調査の回収:144件 回収率:44.6% また、アンケート調査結果や各部署からの改善策及び平成26年度の一者応札状況の分析を行い、一者応札が発生する原因や傾向等についての把握を行った。</p>	A	<p>アンケートの対象者以外の者の意見を集められない、入札説明会に1者しか参加しなかったケースの対策が必要となる。</p>	<p>取組を継続し、アンケート結果等を参考に一者応札への改善策について検討を続ける</p>
<p>① 一者応札等の解消に向けた取組 ① 調達改善の取組内容 複数年に渡って一者応札等になっている案件については、当該調達のため必要となる技術又は設備等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の者が事業を実施し得ることが確認された場合には、随時契約による(以下、「参加者確認公募」という。)こととしているものがある。このような案件について、契約方式を選択するための手続や参加者確認公募を行った場合の価格の見直し等を見直し、必要に応じて手続を検討する。 ② 調達改善の目標 複数年に渡って一者応札等になっている案件を参加者確認公募へ移行するのに適切な要件を整理する。</p>	○	<p>入札説明会及び入札への参加者が複数年継続して1者である、競争参加資格の緩和がこれ以上困難である等、契約方式の移行に必要な考えられる要件の整理を進めている。現時点では、契約方式を競争性のない随時契約等にする場合は、契約委員会に諮ることになっており、契約委員会の中で慎重に審査している。 (施設等機関) 生物多様性センターにおいては、一者応札解消のための仕様書の記載の詳細化や公告期間の延長を行った。</p>	<p>本省では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が24件あり、より適切性の確保が図られた。またこれらにより、約9,146万円の削減効果が得られた。 (地方支分部局) 釧路自然環境事務所では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が2件あり、より適切性の確保が図られた。また、これにより約520万円の削減効果が得られた。</p>	B	<p>一者応札が続いている案件においても、単独に競争性を取り除くことが適切かどうかさらなる検討が必要である。 競争参加資格等に過度な要件を加えていないか等の確認の必要性等も検討が必要である。</p>	<p>改善に向けた取組を継続し、一者応札等になっている案件を参加者確認公募へ移行する等の手続の検討を継続する。</p>
<p>① 少額随意契約の更なる改善 ① 調達改善の取組内容 役務の提供で、平成26年度に少額随意契約としていた案件を平成27年度も発注しようとする場合等で、平成27年度の案件の予定価格が少額随意契約の範囲内となるものについては、一部を試験的に一般競争入札(最低価格落札方式)に付すこととし、その結果を手続の経済性、効率性等も含めて分析し、継続して行うことが適当か等について検討する。 ② 調達改善の目標 a 試験的に一般競争入札(最低価格落札方式)とする見込みの案件:30件 b a1に該当する案件の平成27年度の契約金額が、平成26年度の案件の契約金額の90%程度を見込む</p>	○	<p>平成26年度に少額随意契約としていた案件で平成27年度も同様少額随意契約で発注を予定していた役務案件3件について、試験的に一般競争入札に付した。</p>	<p>少額随意契約を行っていた3件について、一般競争入札に移した結果、契約金額ベースで約110万円の削減効果が得られた。</p>	A	<p>明確なコスト換算は困難であるが、入札手続を行うために必要となる事務処理等のコストは、随時契約に比べ上昇させられることとなる。取組による費用対効果等についても検証を行う必要がある。</p>	<p>引き続き実施する。</p>
<p>① 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用 ① 調達改善の取組内容 共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。(他省庁、外局等) ② 調達改善の目標 平成26年度は、事務用消耗品の205品目について共同調達を実施しており、平成27年度においては、使用する見込みが無いため取扱いを止めた2品目を除く、203品目について共同調達を行う。また、コピー用紙の購入についても共同調達で行っている。</p>		<p>共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。 事務用消耗品の購入については平成26年度は205品目であった対象品目を、平成27年度上半期においては使用する見込みのない2品目を除く203品目とした。また、新たにコピー用紙の購入を共同調達で行った。</p>	<p>事務用消耗品については対象品目の精査を行った結果、前年度同様の効果を持てた。 コピー用紙の購入については、共同調達を行うことにより、予定購入数量を実際に購入した場合、約398万円の削減効果が得られた。</p>	A	<p>共同調達に適切な品目は取り組み済みである。</p>	<p>引き続き実施する。</p>
<p>① 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し ① 調達改善の取組内容 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。 ② 調達改善の目標 前年度に引き続いて調達数量の適正化の取組を行う。</p>		<p>本省において購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を行った。 (地方支分部局) 北海道地方環境事務所等において、購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を行っている。</p>	<p>精査した結果、前年度同様に維持できた。 (地方支分部局) 北海道地方環境事務所では、部数精査の結果ネット上の情報を活用することで、1件減した。</p>	A	<p>今までの取り組みで、調達数量の適正化は為されており、部数や金額での判断は難しい。 毎年度調達の結果ネット上の情報に購入部数を精査する必要がある。</p>	<p>引き続き実施する。</p>
<p>① 役務 ① 調達改善の取組内容 共同調達を継続して実施する。(他省庁、外局等) ② 調達改善の目標 平成27年度は、平成26年度に引き続き、4件(配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務)の共同調達を行った。</p>		<p>平成27年度は、平成26年度に引き続き、4件(配送業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務)の共同調達を行った。</p>	<p>前年度までの効果を維持することができた。</p>	A	<p>共同調達に適切な品目は取り組み済みである。</p>	<p>引き続き実施する。</p>
<p>① 適正な契約方式の適用 競争性のない随時契約については、今後も引き続き調達手続の透明性及び適切性を確保するため、全ての競争性のない随時契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分(業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできない)等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性を有する契約方式に移行することとする。 競争性のある契約方式においても、発注条件や仕様書の見直し等により、適正な契約方式とする。 また、契約過程や契約内容の妥当性については、外部有識者で構成される物品・役務等に係る契約適正化監視委員会及び入札監視委員会において事後審査の対象とする。</p>		<p>少額随意契約を除くすべての随時契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した。 また、物品・役務等に係る契約適正化監視委員会及び入札監視委員会において事後審査を行った。 (地方支分部局) 北海道地方環境事務所、釧路自然環境事務所等において、少額随意契約を除くすべての随時契約について、契約委員会において、事前審査を実施している。また、北海道地方環境事務所においては、発注原則において、発注条件の見直し等による適正な契約方式への移行について検討を行った。</p>	<p>本省では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が24件あり、より適切性の確保が図られた。これらにより約9,146万円の削減効果が得られた。 さらに、随時契約を行う予定であった1件について、契約委員会での審査により一般競争(総合評価落札方式)に移行させた。 (地方支分部局) 北海道地方環境事務所では、設計及び計画策定業務について、平成26年度に3件の随時契約(簡易公募型プロポーザル方式)を行ったが、平成27年度は同業務の条件(3件)において、一般競争(総合評価落札方式)による発注を行った。また、平成26年度に簡易公募型指名競争を行った1件について、一般競争(総合評価落札方式)に移行した。その他、平成26年度に参加者確認公募方式を行った1件について、簡易公募型プロポーザル方式に移行した。 釧路自然環境事務所では、1件について、随時契約(参加者確認型公募)から一般競争(最低価格落札方式)に移行した。 関東地方環境事務所では、1件について、随時契約(企画競争)から一般競争(総合評価落札方式)に移行した。 これらの取組により地方環境事務所において約1,356万円の削減が図られた。</p>	A	<p>契約案件担当以外の視点での審査は、随時行っていることが必要。</p>	<p>引き続き、契約委員会での個別の事前審査を進めるとともに、第三者委員会において事後審査を行う。</p>

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(%)		
競争性を有する契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成26年2月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方針について」等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参加による実質的な競争性の確保に努めることとする。		アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会(以下「第三者委員会」という。)にも報告し、一者応札の原因等の把握に努めた。 また、平成27年度においては、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者へその都度還元し、業務担当者からの改善案のフィードバックもとりまとめている。	本省では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が24件あった。さらに、契約委員会での審査において、1件について、随意契約(企画競争方式を含む)から一般競争(総合評価落札方式を含む)に移行した。 (地方支分部局) 釧路自然環境事務所では、平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が2件あり、より適切性の確保が図られた。また、これにより約520万円の削減効果が得られた。	B	環境省においては、事業内容の特殊・専門性が高く、市場規模が狭いことから、直ちに改善できない面もあるが、得られる業務の成果の質を落とさない範囲で、取り組む必要がある。	引き続き実施する。
①公告期間等の確保 最低価格落札方式による一般競争入札(以下「一般競争入札」という。))については、公告を入札の前日(入札説明会を行う場合は入札説明会の前日)から起算して必ず10日以上前に行う(予算決算及び会計令第74条)。 総合評価落札方式による一般競争入札(以下「総合評価入札」という。))における提案書及び企画競争方式(以下「企画競争」という。))における企画書(以下「提案書」という。))の提出期日については、公告等(入札の公告及び企画競争の公示をいう。以下同じ。))の日から起算して原則20日以上を確保する。また、入札説明会から提案書等の提出期日までの期間は極力10日以上を確保する。		公告期間については、予決令に定められている。入札の前日から起算して10日以上を、総合評価入札及び企画競争方式の提案書等の提出期日については、公告等の日から起算して20日以上を確保するよう徹底した。 また、入札説明会から提案書等の提出期日を極力10日以上確保することに努めた。				
②競争参加資格要件の緩和 業務面の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。		総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格といった要件を原則設けないこととしているが、引き続き厳格に適用した。 最低価格落札方式による入札については、必要により競争参加資格を設定するに際しては、(ア)あくまで業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする(入札/企画競争に参加しうる事業者を複数確保できるものとする)、(イ)誰かが客観的に判断することができる要件とすること、(ウ)事業者において証明資料が容易に用意できる内容とすること、とする取扱いを引き続き厳格に適用した。				
③入札公告、入札説明書等のホームページへの掲載 入札公告等は、環境省ホームページに掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。 行政事務の進行に支障となる等により入札説明書を掲載できない場合は、入札公告等には業務概要を付し、入札説明書等の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。 また、ホームページへ地方支分部局等の調達情報のリンク先を掲載する。			本省、外局、施設等機関、地方支分部局を含めて、入札公告等入札説明書等をホームページへも掲載して広く参加者を募ったことで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにした。			
④準備期間の確保 契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合には、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を設定する。			契約締結から業務開始までの期間を十分確保できるよう指導した。			
⑤配点の設定 総合評価入札や企画競争においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。			過去の当該業務又は同種類似業務の実績は、提案された方法等で実施しうる事業者であるか等の判断に資するものであって、事業者を選定するための主たる要素ではないことから、配点の大半を占めることのないよう、やむを得ない場合を除き、事業者及び業務に従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は総得点の10分の3以内となるように設定した。			
⑥提案書等の分量の適正化 新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目毎にページ数を指定する等設定し、過度の負担を課すことにならないよう努めた。			提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目毎にページ数を指定する等設定し、過度の負担を課すことにならないよう努めた。			
⑦仕様の明確化 入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はできる限り詳細に記載する。			事業者において適正な入札価格を算出しやすくするため、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化することを徹底した。 また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文獻・報告書等を明示した。			
⑧報告書等の積極的な開示 過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等を把握できるようにする。			前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、仕様書において、前年度の成果報告書等が閲覧できること及び閲覧場所を明示することを徹底した。			

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(%)		
<p>より適正な価格での調達に向けた取組</p> <p>予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また、情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとす。</p>		<p>予定価格の設定において、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集するよう指導した。また、情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとす。</p>	より適正な予定価格の設定を行うことができた。	B	同種の役務等であっても事案によって予定価格の積算方法が異なることがあるため、統一的な積算方法で行う必要がある。	引き続き実施する。
<p>実施状況の把握及び自己評価の実施</p> <p>上半期終了後及び年度終了後に実施状況をとりまとめ、自己評価を行い、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。</p>		本自己評価結果のとおり。	—	A	—	計画の進捗状況等を把握した上で、計画の推進を図る。
<p>推進体制の整備</p> <p>本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。</p>		大臣官房会計課及び各部署の職員により構成する調達改善推進チームを設置した。	各部署の契約の進捗状況の管理等を行っている他、調達に係る改善方策等についての検討を進めた。	A	—	引き続き実施する。
<p>外部有識者の活用</p> <p>調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の高岡昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。</p> <p>なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。</p>		<p>本省及び地方支分部局における契約案件について、外部委員により構成される、以下の委員会において審査を受けた。</p> <p>入札監視委員会を平成27年7月7日に開催し、平成26年度における工事等の契約(246件:195,958百万円)について審査を受けた。</p> <p>物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会を平成27年9月16日に開催し、平成26年度における物品・役務等に係る契約全般(2,481件:116,608百万円)を対象として審査を受けた。</p>	<p>入札監視委員会及び物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会から、特段の意見の具申、勧告はなかった。</p> <p>入札監視委員会及び物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会では、一者応札への対応として、引き続き分析等を行っていくようコメントがあった。</p>	A	—	現状の分析などについては、引き続き対応していく。
<p>人材育成・情報の共有等</p> <p>契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配付し再認識を促す等工夫をする。</p>		<p>契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有を行った。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配付し再認識を促した。</p>	<p>契約に関する手続きにかかる一連の流れ等をわかりやすい形での情報共有を行うことにより、会計事務の効率化が図られた。</p>	A	<p>各会計事務担当者に契約等に関する知識や経験の不足がある場合、契約事務の遅延につながる。</p>	<p>引き続き人材の育成、情報の共有を進める。</p>

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成27年度に開始した取組				
○	最新の規程集の電子データの配付及び印刷製本版の配付を行った。	契約に関する規程等にかかる情報共有により、会計事務の効率化が図られた。	改正のあった規程等についてその都度周知が求められる。	引き続き会計規程等にかかるわかりやすい情報の共有を進める。

(※)

- A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部署等(自府省庁内の他部署、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
- C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
(定性的な目標) 向からの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

会議等名称: 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森島昭夫先生からの意見聴取
 開催日時:平成27年11月18日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 一者応札については、アンケートの結果なども集まり、原因分析等が順調に行われているところである。契約額が大きくなるほど大きなプロジェクトとなる上、必要とされる専門性や能力により引き受けられる事業者が限られ、一者応札となりやすい傾向も見られる。特に額が大きな案件については、事業の目的や内容なども精査していく必要がある。</p>	<p>○ 事業者に対し行っているアンケートについては、今年度は継続的に取組を続けていく。また、一者応札の原因分析を進めるとともに、契約額の大きさ等により分類を行った上でターゲットに合わせた対策を講じていく必要もあると考えられる。</p>

会議等名称: 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生からの意見聴取
 開催日時:平成27年11月19日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 一者応札の対策については、原因分析等が進んでおり、具体的な対策についても進める時期にある。入札説明会のあり方について、効率的な契約とするためにはどうすれば良いかこれまであまり検討されていなかったが、その必要性も含め検討を行う必要があると考えられる。</p>	<p>○ 一者応札の原因分析を進めることと併せて、入札説明会のあり方についても今後検討を行っていくこととする。例えば、説明会の開催の省力化や、契約方式等に応じて入札参加条件から説明会への出席を外すことで、入札の参加者数を事業者側に事前に推察されないような方策を検討していく。</p>